

# 運航基準

令和3年11月1日

坊勢渡船有限会社

## 目次

- 第1章 目的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 船舶の航行

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、坊勢（奈座港）～家島（網手港）、坊勢～姫路港、姫路港～オーゴ、姫路港起点広畑網干沖周遊航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
第1章第1条に掲げる各港		NW～N 11m/s以上 その他 13m/s以上	0.5m以上	500m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速 NW～N 11m/s以上 その他 13m/s以上	波高 1m 以上
--------------------------------	----------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難になるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその気象・海象は、次に掲げるとおりである。

風速 NW～N 11m/s以上 その他 13m/s以上	波高 1m 以上
--------------------------------	----------

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速 NW～N 11m/s以上 その他 13m/s以上	波高 1m 以上
--------------------------------	----------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 500m以下
-----------

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
第1章第1条に掲げる各港		NW～N 11m/s以上 その他 13m/s以上	0.5m以上	500m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。

第10条 船長と運航管理者又は運航監理補助者との連絡は、携帯電話で行う。(機器点検)

第11条 船長は必要に応じて、機関の後進(CCPの場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。

(記録)

第12条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を記録するものとする。

記録は適時まとめて記載してもよい。

### 第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路(針路、変針点、基準経路の名称等)
- (3) 標準運航時刻(起点、終点発着時刻)
- (4) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用(第1)基準経路及び第2基準経路の2経路とする。

2 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

・第三坊勢渡船

名称	速力	毎分機関回転数
微速	3ノット	700rpm
半速	7ノット	1400rpm
航海速力	12ノット	2000rpm

・あーす

名称	速力	毎分機関回転数
微速	3ノット	500rpm
半速	6ノット	1000rpm
航海速力	12ノット	1700rpm

・おりおん

名称	速力	毎分機関回転数
微速	15ノット	1300rpm
半速	23ノット	1400rpm
航海速力	27ノット	2000rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかななければならない。

(特定航法)

第9条 坊勢(奈座)港の航法 他社との協定航法を遵守する。

(1) 船舶は、入港しようとするときは奈座港の波よけを左に見て水路に入り、水路の右側を航行しなければならない。

(2) 船舶は、入港しようとするときは、水路の右側を航行し、奈座港の波よけを左に見て通過しなければならない。

(3) 船舶は、水路においては他の船舶と平行して航行し又は船舶を追い越してはならない。

(4) 奈座港の入出港については、減速して航行しなければならない。

(連絡方法)

第10条 船長と運航管理者又は運航監理補助者との連絡は、携帯電話で行う。(機器点検)

第11条 船長は必要に応じて、機関の後進( CCPの場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。

(記録)

第12条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を記録するものとする。

令和3年11月1日

神戸運輸監理部長 殿

住 所 兵庫県姫路市家島町坊勢 488  
氏名又は名称 坊勢渡船有限会社  
代表者名 池田 和彦

安全管理規程設定（変更）届出書

このたび、安全管理規程を設定（変更）したので、海上運送法の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1 事業の種類（※該当するものに○をつける）

<input type="radio"/>	一般旅客定期航路事業（法第3条第1項）
<input type="radio"/>	特定旅客定期航路事業（法第19条の3第1項）
<input type="radio"/>	人の運送をする内航貨物定期航路事業（法第19条の5第1項）
<input checked="" type="radio"/>	人の運送をする内航不定期航路事業（法第20条第2項）
<input type="radio"/>	旅客不定期航路事業（法第21条第1項）

2 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名

兵庫県姫路市家島町坊勢 488  
坊勢渡船有限会社  
池田 和彦

3 事業開始予定期日（実施予定期日）（変更の場合）変更後の安全管理規程の実施予定期日

許可あり次第

4 変更した事項（新旧の対照を明示）

新旧対照表のとおり

（変更の場合）

5 変更を必要とする理由

船舶の変更

添付書類 設定（変更）した安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準等を含む）

